I.全体報告

コロナ禍も終わり、DPI日本会議の活動も日常を取り戻し、オンラインも併用しながら活動を展開した。2022年に「国連障害者権利委員会による総括所見」(以下、総括所見)を踏まえた法制度のバージョンアップを目指し、8つの部会が様々な課題に取り組んだ。

・脱施設・地域生活の推進

脱施設・地域移行を推進するために、DPI日本会議、全国自立生活センター協議会(以下、JIL)、ピープルファーストジャパンの3団体で「未来を描く、地域移行ロードマップ勉強会(以下、地域移行勉強会)」を立ち上げ、定期的な勉強会を開催した。ドキュメンタリー映画「大空へはばたこう~自立への挑戦~」の上映会を加盟団体に呼びかけ、全国各地で開催した。また、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」が行われ、協力団体委員として今村事務局次長が参画した。

DPI加盟団体の CILいろはの障害当事者スタッフの海外留学が決まり、留学中も重度訪問介護 (以下、重訪)が利用出来るように厚生労働省 (以下、厚労省)に働きかけ、I 年未満であれば日本 国内に居住地があるとみなされ、海外に滞在していても重訪が利用出来ることが認められた。「重度訪問介護等の支給決定事務に関するQ&A」が発出され、全国どこの市町村でも同様の支給決定が可能となった。

・交通まちづくり

2026年度から2030年度までのバリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標が議論され、鉄道においてはホームドアの設置が4,000番線に引き上げられ、新たにホームの段差と隙間の縮小が目標項目に加わり、4,000番線が目標として設定される等、大きな進展があった。

劇場・スタジアム等の車椅子用席のサイトラインの確保等については、2023度から引き続き検討会が設けられ、実効力を持たせるために、省令を改正して建築確認申請時にサイトラインの確保等を検討したか書き込む項目が設けられる等の5つの新たな取り組みが決まった。

4月に Peach Aviation の航空機を利用しようとした電動車いすユーザーが、バッテリーが目視できないことを理由に搭乗を拒否され、国土交通省(以下、国交省)に働きかけた結果「目視によるバッテリーチェックが必須ではない」という事務連絡が発出された。さらに、従来はチェックインカウンター、保安検査場、搭乗ゲートの3箇所でバッテリーチェックがおこなわれていたが、チェックインカウンターのみに簡略化され、従来は「時間半程度かかっていたバッテリーチェックが「〇分程度に短縮され、大幅に改善された。

10月には全国一斉行動!UDタクシー乗車運動を実施し、全国21都道府県から延べ108名の参加を得て調査した結果、乗車拒否は31%と前年より4ポイント低下した。東京都は8%と大きく乗

車拒否が減っているが、東京都以外は44%と拒否が増えている。調査結果をもとに国交省に要請し、事業者に対して事務連絡が発出された。

・改正障害者差別解消法の施行とつなぐ窓口

改正障害者差別解消法が4月からスタートし、事業者にも合理的配慮の提供が義務化された。 これに伴う各種相談の対応やマスコミへの出演等をおこなうとともに、内閣府に施行事業として設けられた障害者差別の相談窓口「つなぐ窓口」が本事業化するように、院内集会を開く等の活動を展開し、2025年度からの本事業化が実現した。

・インクルーシブ教育の推進

東京大学大学院教育学研究科との連携協定の取り組みの一環として、東京大学の全学生対象にして実際に介助体験などをしながら社会モデルを学ぶための講義を「NPO法人境を超えて」とともに行った。12月には伊豆大島の高校に通う障害のある生徒と保護者を中心に学習会をおこない、地域住民や自治体に対する啓発等に取り組んだ。3月には第9回インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、学習指導要領改訂の動きについてDPI日本会議としても東京大学と連携しながら積極的に参画するための議論検討する機会を作った。

2026年度から2030年度までの新たな公立小・中学校のバリアフリー整備目標の策定には、尾上副議長が日本障害フォーラム(以下、JDF)の政策委員として検討会に参画し、着実に整備が推進するようにはたらきかけた。

・優生保護法による強制不妊手術問題

優生保護法国賠訴訟は、7月3日に最高裁で違憲判決が出され、国は被害者に賠償責任を持つと断罪した。国は謝罪し、一時金法とは別に補償法を制定し、人工妊娠中絶を受けさせられた被害者を含む、不妊手術被害者は、国による賠償を受けることになった。DPI日本会議は、加盟団体や各地の裁判支援組織、DPI女性障害者ネットワーク(以下、DPI女性ネット)と連帯しながら、優生保護法問題の全面解決を目指す全国連絡会(以下、優生連)の加盟団体として、裁判支援活動に取り組んだ。

政府は全閣僚による「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部(以下推進本部)」を立ち上げ、障害者団体等にヒアリング等を実施し、DPI日本会議もインクルーシブ教育の必要性などを訴える意見陳述をおこなった。年末には「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が政府から出されたが、ヒアリングで指摘されたことが十分に盛り込まれておらず、1月に『「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に関するDPI日本会議意見』を発出した。

・その他の主な取り組み

雇用・労働・所得保障部会では、国連ビジネスと人権作業部会の訪日調査を受けて、「ビジネス

と人権市民社会プラットフォーム(BHRC)」の構成員として記者会見に参加するとともに、「国連ビジネスと人権作業部会による訪日調査最終報告書に関するDPI日本会議声明」を発出した。

国際協力部会では、DPIアジア太平洋ブロック総会で平野議長がブロック副議長に選出された。南アフリカでのJICA草の根事業「障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」がスタートし、定期的な現地訪問とベースライン調査を実施している。また、独立行政法人国際協力機構(以下、JICA)から受託した課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害リーダー能力強化」は2回目となり、IOか国の当事者研修員がJICA東京とDPI加盟団体のCIL星空で研修を行った。

尊厳生部会では、知的障害者等の臓器移植ガイドラインの見直しに関し、ヒアリングで意見を述べるとともに、『臓器移植法第2条「臓器提供の意思の尊重」の運用に関する指針の見直しに反対する声明』を発出した。

文化芸術の分野では、「障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」(久保厚子代表)に尾上副議長が副代表として参加し、文化庁事業「2025大阪・関西万博に向けた文化芸術ユニバーサル・ツーリズムプロジェクト」では、合理的配慮マッチング事業が実施され、文化芸術における合理的配慮の意義を提起した。2月には合理的配慮マッチング事業の一環としてバリアフリー映画「僕とオトウト」上映会を開催した。2025大阪・関西万博のUD化への取り組みとして、日本館や大阪館、交通アクセスに関するUDワークショップが開催された。

欠格条項に関する取り組みは、「障害者欠格条項をなくす会」(以下、「なくす会」)等との連携し、 11月に「障害者の免許全件交付を受けて~可能性、もっと広がる~」を共催し、4人の障害当事者 に体験談をお話しいただき、マスコミ等で大きく取り上げられた。

Ⅱ. 各活動報告

1. 障害者権利条約の完全実施

(I)国内法整備等

2024年度は、長年の悲願である障害者基本法の改正に、内閣府障害者政策委員会(以下、政策委員会)やJDFでの取り組みその他ロビー活動などの成果が出た年となった。まだ明確に政府から改正の方針は出されてはないが、2025年に入って少しずつ動きが出始めた。また、優生保護法裁判では最高裁で歴史的な勝訴判決が出され、当該判決を踏まえた政府の行動計画が作成されたが、ここにDPI日本会議として大きく関わった。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、差別解消法)については、関係団体とともにロビー活動やイベントの開催など、様々な形で取り組んできた結果、内閣府の「つなぐ窓口」をモデル事業から常設の相談窓口とすることができた。これは運動の大きな成果である。

次に、他の主要な課題についての活動を要約する。地域移行・脱施設の取り組みとして、脱施設勉強会(国内外の事例)・内部勉強会・公開勉強会をおこなった。映画「大空へはばたこう ~自立への挑戦~」上映会を開催し、開催の呼びかけなどもおこなった。さらに2024年度(令和6年度)の報酬改定では、地域生活支援拠点の機能強化、入所施設者の丁寧な意向確認、重度訪問介護の報酬単価の微増などを勝ち取った。また、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究・検討会」に協力団体として参加した。

インクルーシブ教育の実現については、東京大学大学院教育学研究科との連携協定の取り組みの一環として、2025年2月に東京大学の全学生対象にして実際に介助体験などをしながら社会モデルを学ぶための講義を4日間にわたって岡部理事の団体である「NPO法人境を超えて」とともにおこなった。2025年3月には第9回インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、学習指導要領改訂の動きについてDPI日本会議としても東京大学と連携しながら積極的参画するための議論検討する機会を作った。また、成年後見制度の見直しについては、法務省法制審議会の分科会でDPI日本会議としての意見を述べるなど、取り組みを進めてきた。

(2)権利条約の完全実施等

これまで政策委員会の委員にDPI日本会議から佐藤事務局長が参加していたが、2025年1月から平野議長に交代した。また、2024年6月の国連障害者権利条約締約国会議において、DPI日本会議も加盟団体であるJDFが積極的に支援した結果、新たな国連障害者権利委員としてろう者であり弁護士である田門浩氏がトップ当選を果たした。

2. 地域生活

(1) 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究

2024年度報酬改定において、「今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくため」の検討会設置が盛り込まれ、2024年度は検討会開催に向けたデータ収集のための調査研究(障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究)がおこなわれることとなった。

この調査研究に協力団体委員としてDPI日本会議からは今村事務局次長が参加し、脱施設・地域移行を進めるための議論ができるよう、調査設計や実施、分析の視点など様々な角度から意見を述べた。とりわけ療養介護が調査研究の対象外となっていた問題については、他団体の委員からも問題視する意見が出されたこともあり、2025年度あらためて療養介護施設に対する調査がおこなわれることとなった。

(2) 脱施設に向けたネットワークづくり

①未来を描く、地域移行のロードマップ勉強会(地域移行勉強会)

脱施設・地域移行に向けてDPI日本会議、JIL、ピープルファーストジャパンの3団体のネットワーク強化および、脱施設・地域移行の実現に向けた政策提言作りのための勉強会をおよそ2か月に1回の頻度で開催した。また、10月には「海外と日本における障害者の脱施設化」(講師:鈴木良同志社大学教授)をテーマにした公開勉強会を開催し、約50名が参加した。

当初はカナダのブリティッシュコロンビア(BC)州の脱施設化の取り組みを中心に学び、現地への視察を検討していたが、日本とは背景が大きく異なることから、国内の課題や先進事例なども取り上げ、脱施設・地域移行に関する幅広い知見を蓄積していくこととなった。なお、勉強会のテーマや講師の選定等については前述の3団体による事務局会議で協議しながら勉強会の運営に努めた。

②大空へはばたこう上映運動

パンジーメディアが制作したドキュメンタリー映画「大空へはばたこう~自立への挑戦~」の上映会をピープルファーストジャパン、DPI日本会議、JIL、全国手をつなぐ育成会連合(以下、育成会)の4団体が連携し、それぞれのネットワークを活用して全国各地の加盟団体などへ呼びかけ、開催を促した。JILの全国セミナーや地域の自立支援協議会、大学など様々な形で上映機会を設けることができ、入所施設ではなく、地域で生活することを求める当事者の声を広めることができた。

(3) 拠点コーディネーターの養成に向けた取り組み

2024年度報酬改定において、地域生活支援拠点等の機能強化として、拠点コーディネーター配置の加算の仕組みが創設された。この拠点コーディネーターの養成に向けた研修カリキュラムづくりを主な目的として、厚生労働科学研究「地域生活支援拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究」が2024年度からはじまっている。この研究事業にDPI日本会議から今村事務次長が委員として参加し、地域移行に向けた支援ができる拠点コーディネーターが養成されるようなカリキュラムがつくられるようはたらきかけた。

(4)長期海外滞在中の重度訪問介護利用に関する取り組み

DPI 加盟団体である水戸市のCILいろはから約1年間のダスキン障害者リーダー育成海外研修派遣事業によるアメリカ滞在期間中の重訪の利用について相談を受けたことをきっかけに、海外滞在期間が長期にわたる場合の重訪の利用が認められるよう、厚労省に対してはたらきかけた。

厚労省は従来から介助の必要性は国内外を問わないということで、「行き先が国内でも海外でも重度訪問介護サービス等の利用について、国として制限するものではない」とする見解を示していたが、長期間の海外滞在を認めるような支給決定がされた事例はこれまでなかった。

厚労省との協議を重ねた結果、所得税法上の規定を根拠に | 年未満であれば日本国内に居住地があるとみなされる、という見解が示され、この厚労省の見解をもとに水戸市も | 年未満であればアメリカでの研修期間中も従来通りの支給決定をするという判断をした。

この水戸市の判断を受け、あらためて厚労省に対して全国どこでも同様の支給決定がされるよう、告示523号の外出に関する新たな事務連絡等の発出を要望した結果、「重度訪問介護等の支

給決定事務に関するQ&A」が発出された。常時介助を必要とする重度障害が制度運用上の制約によりあきらめていた長期間の海外研修に挑戦できるようになった、という大きな成果をあげることができた。

3. 交通まちづくり

バリアフリー整備目標を定めた第3次基本方針が2025年度で終了するため、2024年度は2026年度から2030年度までの第4次基本方針の議論をおこなった。新幹線や特急車両の新基準を踏まえた新型車両の導入が進み、JR東日本ではWEBでの新幹線の車椅子座席の予約と障害者割引乗車券の購入が可能となった。2027年度に横浜市内で開催される国際園芸博覧会のアクセシビリティ・ガイドラインも策定等が取り組まれた。

(1) バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標

基本方針は、鉄軌道、バス、タクシー、旅客船、航空、道路、都市公園、路外駐車場、建築物、信号機、基本構想、心のバリアフリーの整備目標を定めたもので、5年間の計画となっている。「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」が5月、10月、3月に開かれ、さらに、テーマ別ごとに検討会や意見交換会、ヒアリングがおこなわれ、第4次基本方針について議論した。鉄道においては、ホームドアの設置が4,000番線に引き上げられ、新たにDPI日本会議の要請によってホームの段差と隙間の縮小が目標項目に加わり、4,000番線が目標として設定される等、大きな進展があった。

(2) 劇場・スタジアム等の車いす用席の基準

2024年6月に基準が改正され、総席数の0.5%以上の車いす席を設けることが義務化された (2025年6月施行)。懸案となっていたサイトラインの確保、垂直水平分散、同伴者席は隣席については、新たにワーキング・グループが設けられ議論を展開した。残念ながら義務化はできなかったが、実効力を持たせるために、省令を改正して建築確認申請時にサイトラインの確保等を検討した か書き込む項目が設けられるとうの5つの新たな取り組みが決まった。

(3) UDタクシー乗車運動

2024年も10月に全国一斉行動!UDタクシー乗車運動を実施した。全国21都道府県から延べ108名の参加があり、調査をおこなったところ、乗車拒否は31%と前年より4ポイント低下した。東京都は8%と大きく乗車拒否が減っているが、東京都以外は44%と逆に拒否が増えている。調査結果をもとに国交省に要請し、12月には事業者に対して事務連絡が発出された。内容は、2018年(国自旅第185号の2)と2019年(国自旅第191号の2)に出された事務連絡を再周知するするとともに、新たに次の3項目が加わった。①UDタクシーの実車を用いた研修(スロープの設置方法

等に関してドライバーによる実技研修をおこなうこと)の実施、②車内に車いす乗車を阻害する備品を設置しないこと、③UDタクシーであるにも関わらず、ステッカーを車体表示せず、車いすを乗車拒否することの禁止。

(4) 航空機利用時のバッテリーチェックの時間短縮

改正障害者差別解消法の基本方針の改定時から、電動車いすのバッテリーチェックの時間短縮に取り組んできた。4月上旬にPeach Aviation の航空機を利用しようとした電動車いすユーザーが、バッテリーが目視できないことを理由に搭乗を拒否された。すぐに国交省にはたらきかけた結果、国交省から事業者に「目視によるバッテリーチェックが必須ではない」という事務連絡が発出された。これを受けて、バッテリーの型を証明する書類があれば良いことになった。さらに、従来はチェックインカウンター、保安検査場、搭乗ゲートの3箇所でバッテリーチェックが行われていたが、チェックインカウンターのみに簡略化され、従来は1時間半程度かかっていたバッテリーチェックが10分程度に短縮され、大幅に改善された。

(5) 国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドラインの策定

2027年に横浜市内で開かれる国際園芸博覧会に向けてアクセシビリティ・ガイドラインが策定されることになり、DPI日本会議も検討会に加わった。東京オリパラで策定されたTOKYO2020アクセシビリティ・ガイドラインと、大阪・関西万博で策定された施設整備にユニバーサルデザインガイドラインをベースに策定されており、さらに園芸博の観点からも盛り込まれた項目もあり、着実に進展した内容となった。

(6) その他の取り組み

10月には東京都内で第17期バリアフリー障害当事者リーダー養成研修を対面で実施した。2 月には国交省が主催する鉄道事業者の設計管理者研修に佐藤事務局長が講義をおこなった。

当事者参画の推進を働きかけてきたが、新たに当事者参画のガイドラインが策定され、建築設計標準に加えられた。

2025年に開催される大阪・関西万博や、2026年に愛知県・名古屋市で開催される第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会に向けては、地元団体が積極的な働きかけを続けている。 2024年1月の羽田空港での航空機事故を契機に、航空機緊急脱出に関する意見交換会も初

めて開かれた。障害当事者が参画した避難訓練を実施するように要請し、航空局が検討している。

2020年と2021年に改正された新幹線と特急車両の新基準を満たした新型車両の導入も進み、新たに、つばさ(E8系 JR東日本)、特急八雲(JR西日本)が導入され、既存車両の改修でも、特急しおかぜ(JR四国)、観光特急あをによし(近畿日本鉄道)が新基準を満たし、車いす席3席となった。

国立公園のバリアフリー化についても環境省と意見交換を続けており、各地の国立公園のバリアフリーチェックと、モデル事業の実施等を働きかけている。

(7) DPI日本会議が参加した主な検討会

①国交省

バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会、鉄軌道のバリアフリー化の整備推進に関する検討会、鉄道における障害者の利用環境等改善に向けた意見交換会、サイトラインの確保等に係る検討WG、公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会、線路と平面交差する旅客用構内通路(いわゆる「構内踏切」)の移動等円滑化に関する WG、障害者等の航空機非常脱出に関する意見交換会、移動等円滑化評価会議、建築設計標準フォローアップ会議

②その他

2027国際園芸博覧会アクセシビリティ・ガイドライン検討会(横浜市)、自民党ユニバーサル社会推進議員連盟、新たな日常生活における障害者・高齢者アクセシビリティ配慮に関する国際標準化委員会、成田空港UD分科会、新秩父宮ラグビー場ユニバーサルデザインワークショップ

4. 権利擁護

7月の最高裁判決で大きく動き出した旧優生保護法関連への働きかけ、4月から施行された障害者差別解消法関連の対応や旅館業法の研修ツールの策定等に取り組んだ。

(1) 旧優生保護法関連の取り組み

政府は全閣僚による「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」(以下、推進本部)を立ち上げ、この下に局長級の幹事会を設置し障害者団等にヒアリング等を実施した。DPI日本会議もインクルーシブ教育の必要性などを訴える意見陳述をおこなった。年末には「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が政府から出されたが、ヒアリングで指摘されたことが十分に盛り込まれておらず、「月にDPI日本会議声明を発出した。

(2) 改正障害者差別解消関連の取り組み

4月から施行された改正障害者差別解消法では、合理的配慮の提供が義務化され、それに伴うマスコミへの出演や、相談対応をおこなった。内閣府に2023年10月から設けられた障害者差別の相談窓口「つなぐ窓口」は施行事業としてスタートしたが、2025年度以降は本事業化して実施することを目指し、12月に院内集会を実施した。内閣府の古屋参事官、宮路外務副大臣、古川国交副大臣、山本参議院議員が登壇し、古屋参事官からは1年間で3,000件以上の相談があったこと等が報告された。

(3)内閣府障害者政策委員会

秋には第5次障害者基本計画の実施状況の監視が行われ、I 月からは第7期に移行し、DPI日本会議からは平野議長が委員に就任した。

(4) 旅館業法研修ツールの策定

改正旅館業法改正に伴い、事業者へ改正内容を踏まえた研修の実施を促すために研修ツール (基礎編)を作成することになり、今村事務局次長が構成委員となりはたらきかけを行った。

(5) その他の取り組み

厚労省の労働政策審議会でカスタマーハラスメント対策法が議論されていることがわかり、厚労省、内閣府と意見交換を実施した。厚労省にはDPI日本会議から要望書を提出し、改正旅館業法を同じく合理的配慮の提供を求めることはカスタマーハラスメント行為には該当しないことを明記するように求めた。他にも、成年後見制度見直しの学習会等をおこなった。

5. 教育

(1)法令の改善等に向けた取り組み

2023年度は文部科学省(以下、文科省)に対して2度要望書を作成、手交・意見交換をおこなったが、2024年度は結果として要望書提出等はおこなわなかった。2025年度上半期早々に要望書提出等をおこなう予定である。

2024年6月末に文科省から「高等学校入学者選抜等における配慮等について(通知)」が発出された。定員内不合格については、「直ちに否定されるものではない」としつつも「定員内でありながら不合格を出す場合には、各教育委員会等及び各校長の責任において、当該受検生に対し、その理由が丁寧に説明されることが適切」等、内容的に評価できるところもあり、まだ定員内不合格を出し続けている自治体、また、まだ微妙な自治体へはたらきかけを強めていくことが必要である。学校バリアフリーの取り組みについては、学識関係者との内部学習会をおこない、知見と連携を深めることができた。今後も学識関係者と障害者運動の協働をはかり、文科省や自治体へのはたらきかけを強めていきたい。

(2)地域での取り組みと関係団体との連携

2023年8月に東京大学大学院教育学研究科と、フルインクルーシブ教育事業についての協定を結んだ。2024年度は関係協力団体とともに、東京大学全学部対象者に卒業認定単位が取得できる集中講座を2月に開催することができた。座学と地域で自立生活を送る障害者の実習という内容で、単位認定授業をおこなえたことは大きな意味がある。今後も継続していく予定である。自治体へのアプローチとしては、12月に伊豆大島の高校に通う障害のある生徒と保護者を中心とし、学習会等を通じて地域住民や自治体に対する啓発等の取り組みをおこなった。今後も自治体へのはた

らきかけを東京大学と協働しておこなっていきたい。

地域へのはたらきかけとしては、2024年度はJIL等とともに、東京都教育庁の事業である、都立 高校生に対する「インクルーシブ体験」プログラムを行った。NPO等が計画・授業を提案し、学校か ら要望があれば実施するもので、2024年度は5つの都立高校に対して実施した。東京大学の取り 組みとともに、生徒・学生へ、インクルーシブな社会の必要性を直接伝えられる機会として、今後も 継続していきたい。

2024年度も、学校バリアフリー・修学旅行の差別的取扱い・公立高校の定員内不合格や在学中の差別事象など、地域団体からの相談を受け、必要に応じ取り組みをおこなった。

若手障害者を中心のインクルーシブ教育の在り方を学ぶ取り組みは、2024年度は11月下旬に JILの教育プロジェクトであるJIEPの取り組みに協同させて頂く形でおこなった。現在のJIEPメンバーの多くは今までの若手障害者の研修に参加した経験がある方々で、対面合宿形式で学習会等を行う中で、教育部会メンバーと世代間の違いや共通点などを、改めて認識することができた。

様々な関連活動が増える中、部会の力量不足もあり、3月におこなった「第9回インクルーシブ教育推進フォーラム」は、例年に比べて小規模なものとして、2023年度につづきオンライン開催することとなった。日本教職員組合の佐伯安彦氏から「学習指導要領の改訂の動向」の報告、またパネルディスカッションでは、鎌倉市の小学校教員、田中洋子氏からも、現場のお話を聞くことができた。学習指導要領へのアプローチは、教育部会としても新たな方向性であり、今後の活動に活かしていきたい。

6. 雇用·労働·所得保障

(1) 障害者雇用に関する取り組み

5月28日に国連ビジネスと人権作業部会が、2023年7月24日~8月4日に実施した訪日調査の結果を踏まえた最終報告書を国連人権理事会のWEBサイトで公表した。この報告を受け、5月30日には、DPI日本会議も幹事団体として参加している「ビジネスと人権NAP市民社会プラットフォーム幹事会(BHRC)」が記者会見をおこなった。この会見には、DPI日本会議からも登壇してコメントをするとともに、翌日、「国連ビジネスと人権作業部会による訪日調査最終報告書に関するDPI日本会議声明」を以下の柱として発表した。

- ①雇用を促進する障害者の範囲の改善
- ②障害者の働く権利と機会保障に必要な合理的配慮である支援制度の改善
- ③障害者雇用の基本理念と共生社会の実現に反する障害者雇用形態の禁止
- ④除外率制度の速やかな完全廃止
- ⑤障害女性の複合差別と不利益対応の改善

DPI日本会議が幹事団体として参加している「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟(インクルーシブ雇用議連)市民側」については、毎月1回程度の会議が開催されており障

害当事者団体としての立場から意見を表明してきている。ここでの主な取り組み課題は、以下のと おりである。

- ①障害統計の充実を受けての今後の対応について
- ②通勤の移動支援及び職場での介助をめぐって
- ③障害者雇用率ビジネスをめぐって

障害者雇用率代行ビジネスについては、9月20日にDPI日本会議の見解を公表した。この中では、障害者雇用に関する事業主の責務の放棄と雇用の質の問題を指摘するとともに分離雇用でなく、インクルーシブな雇用が可能な社会を創ることを指摘した。雇用の質については、7月9日に開催された労働政策審議会障害者雇用分科会でも、雇用の質の指標を決めるべきという委員からの声もあり、厚労省も引き続き議論していきたいとの姿勢が示されている。

併せて、この分科会では、II月14日に就労継続支援A型事業所の減少と元利用者の解雇数の資料共有がされているが、DPI日本会議として2月20日に北大阪合同労働組合から就労継続支援A型事業所大量閉鎖問題への対応についての申入れを受けた。A型事業所については、2021年と2024年の報酬改定以降、2024年3月時点で4,634か所だったA型の総数は7月には4,472か所に減少、3月から7月までで障害者の解雇者数(ハローワークが解雇届により把握)総数4,884人のうち4,279人が元A型の利用者であった。8月末時点で再就職が決定した人は936人に留まり、就労継続支援B型事業所への移行(予定)者が全体の7割程度(2,073人)を占めており、調査後の7月以降もこの傾向は続いているため、解雇される障害者の数は増加すると見込まれるなど大きな社会問題となっている。

なお、9月には、タイとマレーシアの関係者から日本の障害者雇用に関するインタビューを受けている。

(2)所得保障関係の取り組み

生活保護基準引き下げ訴訟(いのちのとりで裁判)については、5月30日の東京地裁民事第5 1部、6月13日の東京地方裁判所民事第3部、1月29日、福岡高等裁判で勝訴判決が言い渡されるなど全国29の地方裁判所に提起されている同種訴訟において20例目の勝訴判決であり名古屋高裁に続く2例目である。高等裁判所(以下、高裁)においても今回の基準引下げの不合理性が明確になってきたといえる。

また、4月19日には、1型糖尿病をもつ控訴人(一審では原告)8人が障害基礎年金支給停止の取り消しを求めて8年前から国と争っていた訴訟については、大阪高等裁判で勝訴が言い渡された。

7. 障害女性

2024年7月3日は、障害を持つ私たちにとって忘れることのできない日となった。足掛け6年にわ

たった優生保護法国賠訴訟において、最高裁が同法は違憲であり、国は被害者に賠償責任を持つ と断罪した。その後国は謝罪し、一時金法とは別に補償法を制定し、人工妊娠中絶を受けさせられ た被害者を含む不妊手術被害者は、国による賠償を受けることとなった。

DPI日本会議は、DPI 加盟団体や各地の裁判支援組織、DPI女性ネットと連帯しながら優生連の加盟団体として、これまで裁判支援活動に取り組んできた。賠償法の申請期間が5年間とされているため、2029年までに一人でも多くの被害者の皆さんが声を上げ、賠償につなげられるよう、今後とも取り組んでいく必要がある。

最高裁は、優生保護法が50年間も野放しにされた結果、被害者を生み出してしまったことと同時に、優生思想を社会の隅々に根付かせてしまったことも断罪した。優生保護法の極めて深刻な人権侵害は、戦後の障害者施策に多くの影響を及ぼし、"他の者との平等"が実現されない状況が今にも至っている。特に障害女性が障害者の中でも、一般女性の中でも声があげにくい複合的な苦しさや困難に直面してきたことにも大きな影響を及ぼしていると言っても過言ではない。

2022年の総括所見での勧告、最高裁の判決は今後の障害女性の活動を強く後押しており、今後は障害者基本法改正時に、障害女性の困難や複合差別・交差性差別(以下、複合差別)について明記されるよう働きかけていく必要がある。そのために、DPI女性ネットと連携して、政策委員会の各委員へのはたらきかけを、時機を逸することなくおこなってきた。

また、2023年に女性ネットはSJF(ソーシャルジャスティス基金)の助成により、「障害のある女性の困難―複合差別実態調査とその後10年の活動から」を発行し、各方面に頒布した。DPI日本会議は、その後の学習会(北海道、熊本県、京都府、東京都、北海道、愛知県)の開催に協力し、特に障害女性のネットワークの拡大に取り組んできた。各集会では、若い障害女性たちの参加もあり、将来のリーダーとして経験を積み上げてくれるという期待を持つことができた。

8. 国際協力

世界レベルでのDPI新規約の採択や登記は遅れていて、トレーバー世界議長から情報発信はなかった。アラブ・ブロック議長のナワフ・カバラがIDA(国際障害同盟)代表となり、今後の活動に有利となった。

DPIアジア太平洋ブロックはESCAP(アジア太平洋経済社会委員会)の第4次10年推進ワーキング・グループの一員となった。韓国DPIが資金調達して総会を開催し、DPIアジア太平洋ブロック総会で平野議長がブロック副議長に選出された。12月の役員会では、アジア太平洋障害者の十年での特にビジネスとの取り組み検討のため、ブロック評議員を対象に十年の行動文書であるジャカルタ宣言の学習会を、ESCAPを招いておこなうことが確認された。

JICAに関しては南アフリカでの草の根事業「障害者自立生活センターの拡大と持続的発展」が 2024年2月についに開始され、6-7月の現地訪問で同意されたベースライン調査を9-12月に 行った。2025年2月には平野議長の現地訪問とともに、ベースライン調査の報告とJICA東京によ るモニタリングが行われた。課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害リーダー能力強化」では、定期的にオンライン・フォローアップ会議を開催し、今年度は10-11月に10か国の当事者研修員がJICA東京とDPI加盟団体のCIL星空で研修をおこなった。DPI北海道ブロック会議では、就労での課題別研修受託の準備を進めた。JICAと「北米・中南米地域におけるインクルーシブな保健・医療サービスの拡大に係る情報収集・確認調査」を1月にブラジルで実施し、案件形成を目指し、ブラジルにDPI加盟団体のNPO法人ぱあとなぁ代表である地村貴士氏、ドミニカ共和国に尾上副議長と盛上国際協力部会員が派遣された。より積極的に障害者が参画していく為に外務省に合理的配慮の予算立ての要望を提出した。4月には、DPI日本会議が提案し、社会モデルと人権モデルをテーマにJICA社会保障・障害と開発プラットフォームの第一回セミナーが開催された。

SDGs ジャパンでは、6月の総会で障害ユニットとして、国内活動と途上国の特に重度障害者に日本の自立生活運動によるエンパワメントと自立生活のスキル移譲を発表した。2025年7月に公表予定の自発的国家レビュー(VNR)に向け障害分野から提言し、11月のVNRに関するパネルトークに参加した。

G7イタリアでのソルファニャーノ憲章案にインプットをおこなった。また2025年8月の第9回アフリカ開発会議(TICAD9)に向けた、7月の対外務省アフリカ市民社会会合にはアフリカ障害フォーラム事務局長のシュエイブ・チャルクレンが、日本市民社会会合には降幡理事が出席した。

9.尊厳生

部会として事務局会議を開催できてないが、MLを活用し、議論を重ねている。ヒアリングについては、関係団体と連携しながら進めた。

尊厳死法制化の議論については、一部の党首が党首討論で言及しており、強い警戒が求められる。尊厳死安楽死の法制化に強い危機感をもち、本部会の設立に貢献した故中西正司理事の遺志を継いでいきたい。

知的障害者等の臓器移植ガイドラインの見直しに関しては、ヒアリングを重ね、当事者団体と連携しながら議論を進めてきた。しかし、最終的には当事者の意見を踏まえた修正がおこなわれることなく強行採決され、パブリックコメントの段階へと進んだ。この動きに対し声明を発表。パブリックコメントには40件以上の意見が寄せられた。その結果、一部修正、Q&Aの形で誤解を防ぐ対応が取られることとなった。また、当事者の意見には優生保護法の最高裁判決の尊重が含まれているにも関らず、それを無視する動きが見られる。優生思想に基づく差別の根絶という本来の目的がどこへ向かっているのか、引き続き強く問い続けていく。

10. 優生保護法と優生思想

2024年度も優生連の構成団体として以下の活動に参加、DPI加盟団体に呼び掛ける等積極的に活動した。

優生保護法裁判は、大阪・東京・札幌・大阪(兵庫原告)の勝訴した4高裁と敗訴した仙台高裁(佐藤由美さん・飯塚淳子さん:いずれも仮名)を併せた全5案件について最高裁判所で5月29日に口頭弁論がおこなわれ、7月3日に歴史的な判決が出された。これを受けて内閣総理大臣、法務大臣、所管するこども家庭庁(以下、こ家庁)内閣府特命担当大臣が、原告・弁護団・優生連に直接謝罪した。優生連では9月1日付で「優生保護法問題の全面解決に向けた提言」を作成、全ての被害者の人権回復と、優生思想・障害者に対する差別・偏見の解消のための具体的な措置を求めた。同月13日に和解合意が締結され、11月15日の名古屋高裁の和解をもって、全ての裁判が終結した。そして同月30日には国と原告団・弁護団だけでなく、支援団体である優生連も連名した合意文書が締結され、「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」として、第一回協議が3月27日に開催された。

優生連では隔月 | 回の全体会及び毎月の共同代表+事務局会議をおこなってきたが、こ家庁との協議に先立ち、弁護団と協同代表者・事務局とで合同会議もおこなってきた。

一方、7月29日に立ち上がった全閣僚が参加する「障害者に対する差別・偏見のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」では、尾上副議長がアドバイザーとして参画した。そして、佐藤事務局長が幹事会によるヒアリングを受けたが、3回目の対策本部が開催された12月27日決議され、公表された行動計画には、優生保護法に関する学習素材を作成し、学習を実施するという以外は、これまでの施策を周知・広報するにとどまり、インクルーシブ教育や育児支援の充実に向けた具体的な施策への言及もなかった。そのため、DPI日本会議としての意見書をまとめて1月7日に表明した。また弁護団と優生連との連名で、石破本部長及び議連会長と事務局長に見解を郵送し、更なるフォローアップを求めた。

2024年10月8日に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下、補償法)が2025年1月17日に施行されるにあたり、訴訟団共催で1月14日「優生保護法問題の全面解決へ~国の謝罪と補償をすべての被害者にとどけよう!~」院内集会を開催、オンラインも合わせ800名が参加した。17日には石破首相も訴訟団と面談、謝罪し、一部の知事が直接謝罪する動きもある。各地の支援団体にDPI日本会議理事やDPI加盟団体が参画し、この法律を背景に推し進めた施策に関する自治体としての責任を認めて謝罪すること、補償法周知のための取り組み、個別通知、更なる被害者調査等を求めて活動した。

| | 1. 欠格条項の廃止

2024年度も「なくす会」との連携のもと、活動を展開した。

11月27日には「障害者の免許全件交付を受けて~可能性、もっと広がる~」をなくす会など三団体と共催して実施した。現場からのメッセージとして、医師の守田稔氏(視覚障害をもつ医療従

事者の会ゆいまーる代表)、秋田大学医学部5年生の荒巻修治氏(聴覚障害者)、看護師のまめこ氏(発達障害をもちながら働く看護師)、社会福祉士の木村由美氏(肢体・視覚・言語・てんかんの重複障害者)に体験談をお話しいただいた。非常に好評で、当日の様子はオンデマンド動画配信をしている。

免許付与件数については、国家資格一覧を元にして国会議員から照会し各官庁から回答された結果がまとまり、2016年から23年度の8年間で障害や疾患があり免許交付を申請した人は、全て免許を付与されていることがわかった(37資格について免許交付総件数3,316)。

また、総括所見において、「心理社会的障害を離婚事由とする規定の民法第 770 条第1項4号を含め、障害のある人に対する差別的な条項を廃止すること(50A)」「国及び地方自治体の法令において、『PHYSICAL OR MENTAL DISORDER(心身の故障)』に基づく侮蔑的文言及び法規制(欠格条項等)を廃止すること(勧告8C)」を踏まえて、2024年の通常国会で「民法等の一部を改正する法律案」が成立した。これによって、「夫婦の一方は、配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがない場合に限り、離婚の訴えを提起することができる」旨の条文(民法第770条第1項第4号)が削除された。

政策委員会では、第5次障害者基本計画のフォローアップにおいて、障害を理由とする欠格条項が現存する法令について、一部ではあるが、ようやく、データが出された。国連障害者権利条約(以下、権利条約)の国内実施にむけて、現状把握の継続と一層の審議が必要である。

12. 文化芸術

(1)「障害者文化芸術推進全国ネットワーク」の参加と各種文化芸術活動の開催

「障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」(久保厚子代表)に、2024年度も尾上副議長が副代表として参加し他団体とともに活動を推進した。

文化庁事業「2025大阪・関西万博に向けた文化芸術ユニバーサル・ツーリズムプロジェクト」では、北海道・十勝地域4カ所で開催されたバリアフリー演劇や9自治体(島根県他)での合理的配慮マッチング事業が実施され、文化芸術・旅行における合理的配慮の意義・重要性を提起した。

2025年2月28日(金)に、同プロジェクトの合理的配慮マッチング事業の一環として、バリアフリー映画「僕とオトウト」上映会を開催した。会場に約100名の参加者を得て、障害当事者、兄弟姉妹、障害のある子どもを持つ親など「障害」を取り巻く様々な立場から、どんな人も排除されないインクルーシブな社会を作るにはどうすればいいかについて、映画や登壇者からのメッセージを議論し、想いを共有する場となった。バリアフリー映画上映会ということで、会場には横になれるマット席や他者の視線を遮れるパーテーション席などを準備した。

また、DPI加盟団体のNPO法人自立生活センターSTEPえどがわが、2022年度、2023年度に続き2025年2月22 日(土)~23日(日)にバリアフリー演劇「星の王子さま」を江戸川区で開催した。

(2) 障害者文化芸術活動推進有識者会議への参画

2022年8月から障害者文化芸術活動推進有識者会議に尾上副議長が参加し、劇場・映画館のバリアフリー化、字幕や音声ガイドなどプログラムのアクセシビリティ、合理的配慮について提起してきた。

2025年3月の同有識者会議では、改正障害者差別解消法による合理的配慮の義務化を受けて劇場等利用における合理的配慮・アクセシビリティの相談体制、2025年大阪・関西万博への取り組みへの国からの支援について提起した。

(3)2025大阪・関西万博のUD化への取り組み

2024年度は、日本館や大阪館、交通アクセスに関するUDワークショップが開催された。また、運営や接遇に大きく関わるユニバーサルサービスガイドラインに関して運用や研修について検討が進められた。ただ、いずれも課題を積み残した状態であり、開催後もフォローアップする対応が求められる。

また、2025大阪・関西万博に向けた取り組みとして、大阪エリアのDPI加盟団体からなる実行委員会によって「バリアフリー演劇祭IN大阪」を2024年9月15日(日)~16日(月)の二日間にわたって開催し「ヘレン・ケラー~ひびき合うものたち」を上演した。

13.次世代育成

2014年、故三澤了元議長の遺志を引き継ぐため、新しい時代を担う次世代の障害者リーダーを育成することを目的に三澤了基金が設立された。10年が経過し、基金は終了することとし、残金約130万円はDPI日本会議が引き取り、若手の研修等の費用に充てることになった。

Ⅲ. 広報·啓発事業

引き続き、ホームページやSNS(FacebookおよびX(旧 Twitter))、WEB媒体を活用した広報・啓発および情報発信に注力した。また、メールマガジン等を通じて活動報告を行い、障害者を取り巻く問題への認識を広めることにも力を入れた。

メールマガジンについては、毎月初めに情勢ニュースを掲載する「ここに注目!メールマガジン」 や、各種イベント案内を配信し、国の動向や障害者運動に関わるトピックを横断的に把握できる媒体として、多くの方から役立つとの声をいただいた。 さらに、マスコミ向けの情報発信を強化するため、PR TIMESのサービスを活用し、プレスリリースを発信した。声明やイベント案内などの情報を提供し、多くのアクセスを集めた。

また、DPI加盟団体や常任委員会MLを積極的に活用し、DPI日本会議の活動を広く発信するとともに、ネットワークの強化にも努めた。

加えて、Google広告を活用し、DPI日本会議のホームページへの誘導や、障害者差別解消法の解説、障害者権利条約の総括所見に関する記事の周知、重要なイベント案内などを適宜行い、普段リーチできない層にもアピールした。

賛助会員向けの紙媒体である冊子『DPI通信』では、各部会の活動報告や重点課題に関する特集、DPI障害者差別解消ピアサポートの相談事例などを掲載。年2回の紙媒体での送付に加え、WEB上でも公開し、好評を博した。

IV. 普及·参画事業

I.DPI北海道ブロック会議

2024年度のDPI北海道ブロック会議の主な取り組みは、以下のとおりである。

- (1)2021年4月から重訪の非定型の支給決定時の「見守り」や「短時間での生命の危機」等の取り扱いに対する「重度訪問介護の非定型による支給決定等事務の手引き」(以下、手引書)における札幌市の不当な評価を改善するため、札幌市自立支援協議会の「重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム」へ参加するとともに札幌市議や関係部署にはたらきかけをおこない、手引書は今春、改善されることになった。
- (2)「インクルネットほっかいどう」とともに、2024年10月に全国から延べ200名の参加者を迎え「第15回「障害」児の高校進学を実現する全国交流集会IN旭川」を開催した。また北海道教育委員会への要請行動及び意見交換を行った。
- (3)優生保護法北海道違憲訴訟については「支える市民の会・北海道」で共同代表を担うとともに、最高裁判所大法廷での傍聴行動や報告集会と優生連の集会にも参加した。また、優生保護法下における被害の救済のための補償法の普及・啓発や相談体制等について、北海道庁に要望書の提出と意見交換をおこなった。
- (4)2023年8月に提訴された障害者雇用に関する「恵庭市遠藤牧場事件(恵庭市「障害者虐待」

隠ぺい事件)」についは、継続して傍聴行動及び報告集会に参加している。また、2024年8月には、 この訴訟弁護団とともに「聴覚障害者の裁判傍聴における手話通訳者の公費負担配置に関する 要請書」を札幌地方裁判所に提出した。

(5)次世代育成とDPI北海道の運動の継承について、2024年9月と11月の理事会にあわせて学習会をおこなった。

2. 各地の取り組み

(1)愛知での取り組み

愛知障害フォーラム (ADF) は、DPI加盟団体である、愛知県重度障害者団体連絡協議会と社会福祉法人AJU自立の家が事務局を担っている。愛知県下24の障害者および関連団体で構成されている。

11月23日に、日本障害フォーラム副代表であり、NPO法人日本障害者協議会代表の藤井克徳氏を招き、テーマ「障害者権利条約批准から10年~これまでとこれから~」の基調講演、続いてシンポジウム「愛知、名古屋で権利条約をどのように活かしていくのか」を対面、オンラインのハイブリッドで開催して、約80名の参加があった。参加者からは「障害者権利条約についての知識が深まった」「シンポジウムで優生、双極性障害について知ることができてよかった」との感想があった。

その他にも、加盟団体と一緒に障害福祉を推進していくための愛知県との懇談、優生保護法裁 判愛知原告を支援する会との連携、県議団との懇談など地域課題の解消に向けた取り組みをおこ なった。

3. 点字印刷

DPI通信、総会資料、DPI日本会議全国集会(以下、全国集会)資料、政策論資料、各フォーラムなど、DPI日本会議が主催するイベントや学習会に関する資料をはじめ、障害者団体が発行する機関紙、労働組合の定期刊行物、JDFなどの会議資料、自治体の福祉計画や会議資料などについて、点字紙資料、点字データ、テキストデータの作成を行い、視覚障害者等への情報保障に貢献した。

また、点字名刺作成の依頼も継続的にいただいており、様々な団体や個人からの問い合わせが増加したことで、新規顧客の獲得にもつながった。

4. 第12回DPI障害者政策討論集会

2024年12月7日(土)、8日(日)に「総括所見を踏まえた法制度の拡充を!」をテーマに開催した。2024年度もオンライン形式での開催となり、全国から約150名が参加した。

全体会では、「総括所見を踏まえた法制度の拡充を!~優生思想に基づく障害者差別を根絶し、 脱施設を進め、インクルーシブな社会を実現しよう~」をテーマに議論がおこなわれた。登壇者として、DPI日本会議理事でありNPO法人神戸Be すけっと事務局長、DPI女性ネット代表の藤原久美子氏、優生保護法被害の原告である鈴木由美氏、大阪弁護団の辻川圭乃弁護士、DPI日本会議副議長であり内閣府障害者施策アドバイザーを務める尾上浩二氏が登壇し、優生保護法の歴史や裁判の意義、国の今後の取り組みについて議論を交わした。優生保護法による被害の実態や裁判の経過、最高裁判決の意義について説明がなされ、今後の法改正や障害者の権利保障の強化に向けた具体的な提言がなされた。

また分科会は3分科会開催した。バリアフリー分科会では、バリアフリー法改正に向けた動きや、2025大阪・関西万博、2026年に愛知県・名古屋市で開催される第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会を契機としたバリアフリー施策の進展について議論がおこなわれた。地域生活分科会では、施設から地域社会への移行を進めるための先進事例が紹介され、実際の課題とその解決策について議論された。国際協力分科会では、「私たちのSDGs―何をやって、何をしようとするのか」というテーマで、DPI日本会議の国際的な活動とSDGsの関連性について報告された。

今回のDPI障害者政策討論集会(以下、政策論)では、障害者政策に関する多くの課題が浮き 彫りになったとともに、今後の取り組みに向けた貴重な議論が展開された。今後も、総括所見を活 用し、障害者権利条約の国内実施を推進していくことが求められる。

V. 権利擁護に関する事業

2024年度、DPI障害者差別解消ピアサポートは、障害者差別および虐待に関する相談と、合理的配慮に関する相談をメインとし、一部テレワークによる電話相談・面談による対応を行った。事例検討会議は11回開催し、相談員の意見交換や情報共有の機会を増やし、総務や労務管理を可視化し、相談体制の安定を図った。

相談実人数112人、相談件数1,185件となった。障害類型では、精神障害が変わらず多く、次いで肢体障害、難治性疾患、不明・その他の順であった。その他の内訳は、(発達障害、手帳なしなど)である。

相談の内訳としては、「福祉サービス法関連」が全体の31%、自宅近隣で起きた相談が最も多い。次いで「就労・雇用」が21%を占めた。就労の相談は男性相談者から多く、女性相談者からの相談内訳は「福祉サービス法関連」が多くなっている。

また、上記の事例検討会議では、対応した相談について何の差別に該当するか16の分類を行っ

ている。「合理的配慮の欠如」と「環境整備」、次いで「直接差別」が目立った。

VI.組織運営に関する報告

1.正会員(加盟団体)状況

2024年度は、新規加盟団体は無かった。全国組織9団体、地域組織80団体で合計は89団体であり、29都道府県に広がっている。

2. 定例会議の開催

2024年度は以下のとおり常任委員会および幹事会を開催した(いずれもオンライン形式)。 常任委員会 2024年7月、8月、10月、12月、2025年2月、4月 幹事会 2024年7月、9月、11月、2025年1月、3月、4月

3.組織運営に関する報告

コロナ禍から、2024年度総会もオンライン形式(ZOOM使用)で開催した。常任委員会や幹事会も引き続き全てオンライン形式でおこない、情報保障として手話通訳者を配置した。その他のイベントや学習会では対面形式での実施も増え、以前のように様々な地域で、沢山の方と直接お話しすることが出来るようになった。

4. 財務報告

DPI日本会議は講師派遣事業、オンライン研修事業、点字印刷事業が大きな収入源である。一方で、全国集会や政策討論集会などの大きなイベントをオンラインで実施していることから、資料代等の収入が無い状況も継続している。クレジットカード決算による寄付申込の利用が増加し、また、継続的な利用があったため、多くの賛助会員会費と寄付を集めることができている。加えて、DPI加盟団体や関係団体を中心に多くの財政支援等の協力を得て、寄付収入や新規賛助会員の確保に努めた。安定的な財源の確保のため、常任委員会および事務局において財政状況を細かに共有し、

事業方針の見直しや事務局体制の整備をおこなった。